

令和5年度事業計画

1 基本方針

近年、日本の人口が減少傾向にあるなかで、令和3年10月の統計では65歳以上の人口が28.9%と過去最高を記録しています。少子高齢化が進む日本では、高齢者の活躍はますます重要なものとなっており、企業による雇用年齢が引き上げられている状況ではあるものの、平均寿命の伸長による「人生100年時代」に向け、シルバー人材センターの担う役割は非常に大きなものとなっています。

このような中、5月には新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの引き下げも予定されているので、当シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、5か年事業計画に基づく高齢者の就業機会の確保・拡大、生きがいの充実並びに社会参加の促進に努め、魅力あるセンター運営に取り組み、活力ある地域社会づくりに寄与してまいります。

就業の確保・拡大は、健全で安定した運営のために重要な課題となっています。会員が安全に安心して働く就業場所の確保に向けて、あらゆる機会を捉え情報の収集を図り、一般家庭、事業所、行政等を対象に就業機会の開拓に努めます。

行政の業務は、指定管理施設を始め各種業務の受注拡大を図るとともに、福祉、子育て支援等の業務にも寄与できるように努めます。

民間の業務は、一般家庭等の剪定及び除草作業を担う就業会員が高齢化により減少しているため、人材の確保、育成が急務となっており、受注体制の整備等を図り、安定した需給バランスが保てるように努めます。

独自事業は、「ふれあい農園部会」「高齢者生活支援部会（喫茶もえの丘）」を運営するとともに、女性会員の増加が見込める「女性部会」の内容の充実を図り、「木工部会」の開拓を進

めます。

会員の傷害事故・損害賠償事故は、昨年度も発生しているため、より一層会員の安全意識の徹底を進め、事故の撲滅に努めます。

センターの運営は、今年10月からインボイス制度が施行されることにより、消費税の納税が必要となるため、事務費率の改定を行うとともに、事務事業の効率化、合理化による財政基盤の安定を図り、健全で安定した事業運営の推進を図ります。

2 事業実施計画

(1) 事業の普及啓発

センターの仕組み及び事業内容を市民、事業所等に周知する次の施策を行います。

ア 「シルバーだより」を年2回、市広報紙に折り込み、市内全世帯へ配布します。

イ 10月は、「事業普及啓発促進月間」及び「会員・就業拡大月間」とし、啓発看板やチラシ等を作成し、事業所等への訪問啓発や就業拡大及び会員募集を推進します。

ウ 市等主催のイベントや商工祭、老人クラブの定例会等に、「女性部会」、「木工部会」及び「ふれあい農園部会」が積極的に参加し、センター事業の啓発を推進します。

エ センターの活動状況を、隨時マスメディアへ情報提供するとともに、ホームページを適宜更新し充実を図ります。

(2) 会員の入会促進

働く意欲と能力のある元気な高齢者の入会を促進する次の施策を行います。

- ア 市内循環バス「きたバス」車内及び公共施設に、会員募集広告を掲出します。
- イ センターの機関紙「シルバーだより」及び市広報紙に隨時会員募集を掲載します。
- ウ 「会員1人新規1人確保」運動を展開するとともに、「仕事、会員紹介カード」を引き続き実施します。
- エ 定例の入会説明会を、毎月第3水曜日に開催するとともに、高齢者の就業相談を行います。
- オ 市等主催の各種イベントで、会員の入会勧奨を行います。
- カ 老人クラブ、社会福祉協議会、ハローワークなど関係組織、団体と連携を図り、会員の入会案内を行います。
- キ 会員の退会抑止を図るため、ゴールド会員制度等を運用するとともに、会員互助会の魅力向上のための活動の支援を行います。

(3) 就業機会の拡大

一般家庭、事業所及び公共団体に高齢者の就業に適した仕事の提供を広く働きかけるとともに、地域のニーズに合った独自事業等を拡大し、より多くの会員に就業機会が期待できる次の施策を行います。

- ア 業務運営委員会による事業所の訪問啓発等を行い、就業開拓を積極的に行います。
- イ 公共事業（委託業務等含む。）の発注項目及び件数の増加を市に要望していきます。
- ウ 「ふれあい農園部会」は、会員の就業拡大と地産地消を進めます。
- エ 「喫茶もえの丘」は、「ふれあい農園部会」及び「女性部会」との連携によりさらなる充実を図ります。
- オ 「女性部会」及び「木工部会」の事業拡大を推進します。
- カ 「高齢者生活支援部会」の事業拡大を推進し、地域に密着した運

営を行います。

- キ 行政が実施する「市民主体型訪問サービス事業」及び「空き家等対策事業」への就業機会の拡大に努めます。
- ク 毎月発行の「シルバーニュース」を、有効活用し就業機会の拡大に努めます。
- ケ 会員の就業相談会を行い、ニーズに合った就業機会を提供します。

(4) 適正就業の推進

公益社団法人として、法令遵守を第一に適正就業に努め、安心して働く環境づくりを推進できる次の施策を行います。

- ア 臨時的かつ短期的な雇用による就業、及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の提供に努めます。
- イ より多くの会員が就業できるよう、多業種にわたる魅力ある就労先の就業開拓に努め、未就業者の就業機会の確保に努めます。
- ウ 就業内容の適正化、確実性等を図るため、就業に応じた各種講習会を開催します。
- エ 新規会員の就業促進は、就業ローテーション時には特に留意します。

(5) 安全就業の推進

会員の就業中及び就業途上における「事故ゼロ」を目指し、会員一人ひとりの安全意識を高める次の施策を行います。

- ア 7月及び1月は「安全就業強化月間」とし、安全意識の高揚と安全就業の普及啓発活動を行います。
- イ 就業現場の安全パトロールを、4回以上実施します。
- ウ 熱中症予防について、情報提供を行います。
- エ 安全標語の募集を行い、安全意識の啓発、高揚を図ります。

- オ 運転業務による事故が増加していることから、安全講習会を開催するとともに、公用車の運転に従事する会員に年齢制限を設け、事故防止を推進します。
- カ 「シルバーニュース」等に事故情報、季節に合わせた安全就業情報等を掲載します。
- キ 事故発生の場合は、安全保健委員会による「事故防止調査」を行い、再発防止策を進めます。
- ク 会員の過失割合の大きな損害賠償事故の場合は、再発防止等のため、ペナルティ制度を適用します。
- ケ 就業途上の安全向上のため、自転車を利用する会員にヘルメットを着用するよう啓発します。

(6) 北名古屋市施設の管理運営

市より指定管理者の指定を受けた施設（しあわせの家及びふれあいの家）は、適正な施設管理、高齢者の生きがい活動の場及び地域社会との交流の場となるように、行政と連携を図り運営します。

(7) シルバー派遣事業の推進

愛知県シルバー人材センター連合会が実施主体（派遣元事業主）である労働者派遣事業について、センターを実施事業所として次の施策を実施します。

- ア 請負ではできない就業（就業先で指揮や命令を受けて行う就業等）は、派遣事業とし、就業形態の適正化を行います。
- イ 事業所等の就業開拓を積極的に行います。

(8) 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係

る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を行います。

(9) ボランティア活動の推進

市等主催のごみゼロ運動、合瀬川等の清掃活動、小学校への講師派遣等に参加するとともに、会員互助会が行う地域ボランティア活動を支援し、地域社会に貢献します。

(10) 組織の充実強化

センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の実現に向け、理事会、各種委員会、地域班、職群班の組織活動の充実と活性化に努めるとともに、会員の自主運営による会員互助会を積極的に支援し会員の親睦、交流を図ります。

また、デジタル利用促進事業として、スマートフォンの有効活用に取り組み、センターと会員の連携強化を図るとともに、センター事務・業務をより円滑・効率的に遂行するため、組織や職務内容の改善・検討に努め、事務所の執務環境の整備・改善を図ります。